会 議 録

会議の名称	令和4年度 第2回美幌町総合計画審議会 第2部会
開催日時	令和4年10月31日(月) 18時30分 開会 20時00分 閉会
開催場所	役場庁舎1階 第1会議室
出席者氏名	【第2部会委員】 白石委員、田中委員、佐藤委員、野口委員、森 香織委員
山流省以石	【町】 河端福祉部長 中尾保健福祉課長、水上社会福祉課長、 橋本農林政策課長、遠藤教育部長、立花社会教育課長
欠席者氏名	森 暉夫委員
事務局職員職氏名	沖崎政策課長 政策統計グループ 佐藤主事、森谷主事
議題	第6期美幌町総合計画基本計画(後期)素案について 基本目標2
会議の公開又は 非公開の別	公開
非公開の理由 (会議を非公開とした場合)	_
傍 聴 人 の 数 (会議を公開した場合)	0名
会議資料の名称	 ・第6美幌町期総合計画 基本計画(後期)素案 ・第6期美幌町総合計画(平成31年度~令和4年度) 基本計画(中期)評価結果報告書 ・第6美幌町期総合計画 中期(平成31年度~令和4年度)評価結果 ・第6美幌町期総合計画 後期(令和5年度~令和8年度) 施策及び事務事業シート
会議録の作成方針	■録音データを使用した全部記録□録音データを使用した要点記録□要点記録

	審議内容 (発言内容、審議経過、結論等)
70 0 1	(開会)
佐藤主事	それでは皆様、本日はお忙しい中お集まりをいただきまして誠にありが とうございます。
	ただいまから、美幌町総合計画審議会第2部会の審議を始めさせていただきます。
	本日、冒頭で進行努めさせていただきます、事務局の佐藤と申します。 よろしくお願いいたします。
各委員	よろしくお願いします。
佐藤主事	本日の会議につきましては、条例に基づきまして、録音とですね会議録の作成をさせていただきますので予めご了承願います。森暉夫委員につきましては、所用のため、本日欠席となっておりますのでご了承いただきたいと思います。
	それでは初めに、審議会委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思います。 (第二部会委員、役場説明員を紹介)
佐藤主事	以上の人員で本日の説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 最後に、森職務代理者につきましては所用のため20時にご退席されるということで聞いておりますので、ご承知おき願います。 それでは部会審議に移りたいと思います。進行の方法でございますが、議事進行につきましては野口部会長に行っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。各部局からの説明に関しましては、基本的にはお手元に配付しております資料A後期計画の素案に沿って進行させていただきますので、その他の資料につきましては必要に応じてご参照いただく形でお願いします。また、審議事項が多数ございますので、説明は簡潔にさせていただきたく、文言の訂正ですとか、軽微な変更のものにつきましては、省略をさせていただきたいと思いますが、野口部会長いかがでしょうか。
野口部会長	はい、お願いします。
佐藤主事	ありがとうございます。最後に、説明につきましては、施策の大区分で区切って、その都度質疑を受ける形にさせていただきますので、大区分とは例えば、後期計画素案の34ページ、2-2高齢者福祉の充実といった区分でいきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 それでは、施策番号2-2高齢者福祉の充実について、野口部会長お願いします。
野口部会長	では、部会審議を始めます。各部局からご説明をお願いいたします。
河端福祉部長	2-2 高齢者福祉の充実 それでは私の方からご説明をさせていただきたいと思います。着座にてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。後期素案3

5ページの施策についてでございます。まず2-2高齢者福祉の充実につきまして、テーマとしては高齢者が住んでいる地域で健やかに安心して生活できるよう、公的サービス、地域での支え合いなどなどが切れ目なく適切に行き渡る仕組みづくりといったものをテーマにした項目になっています。施策区分につきましては、大きく7つの施策区分に分かれておりまして、全体を通して進捗状況につきましては、それぞれ概ね順調に進んでいると判断しているところでございます。

(1)の高齢社会への対応につきまして、①高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の推進につきましては、高齢化の進行を踏まえまして、美幌町が取組むべき高齢者の保健福祉施策の明確化、また、介護保険制度の円滑な運営を計画的に実現するために3年ごとにこの計画を定めることとなっているところでございます。現行の高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画の計画年度につきましては、令和3年度から令和5年度でありますために、令和4年度には、計画策定に向けたアンケートを実施しまして、令和5年度、策定委員会において策定する予定で進んでいるところでございます。

②高齢者虐待防止及び早期発見のための体制の整備につきましては、社会環境ですとか、人間関係等の様々な要因により発生する高齢者虐待というものが年々増加している現状にあります。それを踏まえまして、地域包括支援センターとの連携による虐待時の初動対応、高齢者虐待防止ネットワーク会議によりまして、関係機関と情報共有を図り、また、早期発見、未然防止について努めているところでございます。

③緊急通報装置の整備による高齢者等の安心の確保という項目でございますが、急病ですとか、火災などの緊急事態が生じた時に、直接消防署に通報され、必要な救助が受けられる緊急通報装置の整備ということで実施しているところでございます。この装置はワンタッチで通保できる非常ボタン、手元で通報できるペンダント型のリモートスイッチ、24時間動きが無い場合に自動的に通報する埋センサーにより構成されている危機になります。こちらは以前から整備を進めているところでありますけれども、若干ですが、このシステムは旧式になってきておりますので、これに類似したシステムへの移行についても検討しているところでありますが、基本的にこれらの機能を備えた機器が必要であると考えておりますので今後も継続したいというふうに思っているところでございます。

④地域における見守り体制の充実でございますが、民生児童委員、自治会、たすけあいチーム、ボランティア団体ですとか、包括支援センターが高齢者の単身世帯、高齢者夫婦のみ世帯の訪問活動を行いまして、事故や孤独死等の未然防止に努めているものでござます。

⑤認知症高齢者対策の推進についてでございます。認知症高齢者に対する理解を深めるとともに、相談支援体制を構築するなどの対策として、例えば認知症カフェの開催ですとか、認知症のしおり、いわゆる認知症ケアパス等の作成をするように進めているところでございます。この区分につきましては、直面する高齢化社会への基本的なものでございまして、ほぼ、計画どおりに進んでいるところでございます。後期計画におきましても、現行の水準を低下させることなく事業継続したいと考えているところでございます。

(2)自立生活の支援でございます。①健康づくり·疾病予防の推進についてでございます。生活習慣病の予防や早期発見、また、特定健康診断の受

診、健康教育等によりまして、健康な体作りを推進することによって要介護状態となることの予防に努めたいというふうに思っているところです。

②認知症に対する支援体制の整備ということで、認知症高齢者の介護家族の負担軽減ということで、支援員の方が居宅へ訪問いたしまして、見守り、話し相手などを行う「やすらぎ支援」といわれているもの、認知症高齢者の方を対象に位置情報システム、G P S 機器を貸与するなどの具体的な支援体制の整備を実施しているところでございます。

③生活支援サービスの基盤整備の推進ということで、的確な生活支援事業をコーディネートする機能を充実させるほか、元気な高齢者の方もボランティアや趣味を活かした活動によって、生きがいを持っていただくとともに、逆に支援する側に立っていただくなどしてですね、相互扶助によるサービス基盤を整備したいというふうに思っています。社会福祉協議会、介護事業所、自治会など関係団体と情報を共有しまして、連携・協働による活動を継続したいと考えております。

④生活環境の整備ということで、これにつきましては、自立ヘルパーといわれているものですが、介護状態の認定を受けていない方で、かつ生活に援助が必要な方に対しての生活援助、また、病院等への移動支援、また、単身高齢者のお宅の積雪期における間口除雪、安否確認、住宅への手すりの設置ですとか、段差解消等の整備を行って、安心した在宅生活を送っていただけるようにしたいというふうな内容になっております。

⑤災害時における避難支援についてでございます。要支援者の方の災害時の避難支援が重要となっておりますが、そのために避難行動要支援者名簿を備えまして、災害発生時に自力で避難できない方の支援体制を促進することとなっております。ただ、要支援者名簿の更新、新規追加が一部遅れている状況でございます。災害対策基本法が令和3年5月に施行されまして、避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定が努力義務とされたところでございます。福祉部としましては、まず、その基礎となる要支援者名簿の整理が急務であると考えておりまして、それらを整備しながら個別避難計画の策定を進めていきたいと考えております。この件につきましては、福祉部のみならず総務部危機対策課との連携も必要という風に考えております。件数が件数なものですから、いっぺんに整備するのは厳しいところがあるものですから、例えば、土砂災害の警戒区域ですとかそういった危険度や緊急度を踏まえまして、計画的に整備を進めていきたいと思っているところでございます。

(3)権利擁護事業の促進でございます。主に成年後見制度に関しての項目でございます。本町は社会福祉協議会に、成年後見支援センターを委託しておりまして、高齢者のみの単身世帯や夫婦世帯が増加することに伴いまして、ニーズは高まるものと考えております。

(4)地域包括支援センターの機能充実ということで、各種介護サービスの調整役として動いていただいている地域包括支援センターの活動がスムーズにいくように行政側からバックアップをして、ひいては介護を必要とする方が適切なサービスが受けられるような体制を整えたいというものでございます。

(5)高齢者福祉施設の整備ということで、①の項目が削除されております。これは、小規模多機能型介護施設の整備という表題がついておりますけれども、これにつきましては誘致を進めた結果、北見市のエムリンクと

いう会社が本町で事業を開始することになりました。本年の7月18日に着工して、令和5年の2月に完成。令和5年4月に開設予定で工事が進んでいるところでございます。

施設規模は登録者数29名、通所の受け入れが1日15名、宿泊施設は基本 7名、間仕切りを設けると9名となるような規模となっております。

②高齢者のニーズに合った多様な住まいや施設の確保ということで、人口減少ですとか高齢者の高齢化の進行で在宅生活が難しくなってきております。その中で、ケアハウスやサービス付き高齢者住宅といった施設サービスのニーズが今後高まってくると考えております。入居希望者のニーズの把握や、今後の人口推計も重要な判断材料になってきますので、それらを総合的に勘案して施設の整備のあり方の検討を進めていきたいと考えています。

(6)高齢者の社会参加、生きがい活動の促進ということで、①高齢者の就労に関する支援ということで、シルバー人材センターに対しての補助を行い、高齢者の方々が働くことで生きがいを持っていただくというような目的を達成するために、シルバー人材センターに対して運営経費の補助を行っております。

以下、②、③、④につきましてもそれぞれの施策内容を記載してございますが、いずれも高齢者の社会活動参加の促進という趣旨での事業になっております。高齢者が自宅こもることなく積極的に社会に出て交流することで、介護予防、生きがいを持って生活できるような環境整備を図りたいと考えております。

ただ、近年のコロナ禍の関係で、それぞれの施策で謳っている高齢者の 交流や老人クラブなど、集まることが難しい状況であることから、縮小し てしまっている現状にあります。ただ、いつまでもこのまま縮小というわ けにもいきませんので、アフターコロナ、ウィズコロナの中で、どういっ た活動ができるのか、などを検討していきたいと考えております。

(7)①介護保険事業の安定と健全化ということで、介護保険制度の適正運営を図るために給付費等の適正化を図るという大前提のことを記載しています。②新規の追加事業なんですけれども、昨今、介護事業者、介護従事者の不足が慢性化している現状にあります。それによって、サービスが満足に受けられない影響が生じている状況でありますので、安定した介護サービスの提供体制を確保するために、後期計画におきましては、介護従事者の確保策としまして介護事業所就業支援というものを創設して実施したいと考えまして、今回、追記させていただいております。

駆け足ですが、2−2についてご説明させていただきました。よろしくお 願いいたします。

野口部会長

ありがとうございます。ご質問やご意見はございませんか。

田中委員

何点かあるんですが、(1)④地域における見守り体制の充実の中で、地域自治会や民生委員、ボランティアなどによる高齢者の見守りの体制というふうに書いてありますが、いま自治会やボランティア、民生委員自身も高齢化していて人材が不足しているという状況があると思いますが、これはどのように考えておられますか。対策というか。

中尾保健福祉課長

自治会のメンバーもですね、私も役員をやっているのですが、同じメンバーがずっと更新している状況になっている中で、町としても今4つの事業をあげながら、1つめは安心カードという形で、75歳になった方に7,000名くらいにこれまで配っているんですが、名前と自治会名が入ったカードを自治会と民生委員経由で配っていただく、また、SOSネットワークということで例えば認知証になっている方、これから拡充を考えているのですが、認知症になる恐れのある方については写真と連絡先等々を町に登録して、消防や警察と共有した中で配信登録している方へ写真付きでメールを配信して、行方不明の方の捜索をする、また、緊急通報システムもそうですし、ペンダントとして持っていただくGPS、いろんな事業を実践しながらですね、地域の自治会役員、民生委員、ボランティアの方もなかなか活動の制限がされてくるということで、いろんなところで見守りを町を含めて来年から拡充をして実施していくというふうに考えております。

田中委員

ボランティアを増やすような活動は何か考えてますか。

水上社会福祉課長

ボランティアについては、2-1の施策にてこのあとご説明する予定なのですが、社会福祉協議会に関する項目に記載がありまして、ボランティアポイントということで令和3年度から支え手を増やしていきましょうということで、今現在ですね、社会福祉協議会が定めた事業、例えば配食サービスですとか、移送サービスですとか、まず登録して、カードを作って、今日現在約201名の支え手の方が増えてきたということで、50ポイント貯まると、何かしらの景品を渡す。この事業の半分は、社会福祉協議会への補助ということで補助してるのですが、こういったポイント制度も少しずつ浸透してきていると聞いてますので、このようなことを使ってボランティアを増やしていきたいと考えております。

田中委員

わかりました。続いて(2)⑤の災害時における避難支援の中で、要支援者のための地域の自主的な取り組みを推進するというのは、具体的にはどのような取り組みですか。

中尾福祉課長

現在、約700名の避難、何か災害が起きたときにですね、要支援者を助ける方ということで帳票にして登録している状況ではありますが。

田中委員

誘導するのですか、そういった方たちを。

中尾福祉課長

この方が、災害が起きたときは、あなたとあなたが助けて下さいといった形で作成はしてきているのですが、平成28年に一度作ってですね、なかなかこの6年ぐらい経ったなかで、支援が必要な方が亡くなったりだとか、施設に入所したり、なかなかその台帳が整理されていない現状にあるなかで、先ほど部長からご説明したとおり、災害対策基本法で昨年5月に、もう少しこう、個別の避難計画、具体的にはですね、地図をつけて、経路で、この方は実際避難させるときにどういう風に避難させたら良いんだ、そこまでしっかり整理したなかで町の努力義務ということで、5年以内に整備するよう決められたものですから、美幌町も一部そういう台帳はあるのですが、一部欠落しており、年数も経っておりますので、来年度から再度、自治会等々の協力を得ながら作成していく状況にはあるのですが、どうしても、いっぺんに全町分をやるとなかなか年数もかかってしまいます

ので、まずは危険箇所、例えば土砂災害区域だとか、浸水しそうな区域などの、介護度の高い方、障がいのある方などを先に押さえて、モデル地区を先に整備した中で広げていくということで、総務の防災の方と協力しながら、団体等へ働きかけていくことを検討しております。

田中委員

介護認定審査会を見ていると、要支援者はころころ変わっているので、 これは本気でやろうと思ったらとんでもなく大変な話ではないかなと。

中尾保健福祉課長

正直、全国的に見て、北海道は進んでいない状況にありまして、支援者の認定状況もありますが、私が、隣の人を助けて下さいと言われても荷が重いという人もいてですね、それであればチームで救いましょう、救う人が災害で被災する可能性もでてきますので、そこもどういうふうにやっていくか。

田中委員

リアルタイムで要支援者を確認するのが大変かなと。なんとかするように、さっきの平成28年度のデータでは古いと思うので、よろしくお願いします。

私からは以上です。

野口部会長

ほかにご質問やご意見はございますか。

森職務代理者

昨日、訓練でスマホが鳴ったんですけど、高齢者の方などでスマホを持っていない方などへは、どのような形でお知らせするシステムになっているのですか。

河端福祉部長

アナログ的な方法としては、広報車で放送して回る方法、職員が各お宅を訪問、各自治会の方にそれぞれの要支援者宅を回ってもらうといった手法しかないんですよ、逆にスマホといった媒体につきましては若い方はすぐに反応するが、高齢のかたは難しいと思う。非常に原始的な方法ではあるが、こういった方法でお知らせすることになる。ただ、広報車による放送等は、過去の訓練で、何を言っているかわからない。広報車のスピードが速すぎるといったお叱りは受けています。なので時間がかかっても、エリアを回り切れなかったとしても、各交差点で止まって、ゆっくり話す内容のマニュアルを作成して運用しています。町民の方々に、何か話しているなという時に、聞く気持ちを持っていただいた上でですね、災害から身を守っていただくというところしかないのかなと思っています。

森職務代理者

この間のJアラートの時なんかも子供たちは家から出ないでという通知はすぐにきたんですけど、高齢者の家って誰が教えているんだろうと思った。

河端福祉部長

基本的に携帯をお持ちの方についてはことあるごとに美幌町の安心ネットというサービスがあるのですが、それに登録をお願いして、登録できない方は町が作業して登録しているのですが、登録時はメールを読んでもらえるが、実際の配信はなかなか見てもらえないという問題があるものですから、福祉部や総務部危機対策課についても懸案事項であるということでございます。

森職務代理者

やはり限界があるので、自治会の方、近所の方が見てあげるという雰囲

気づくりが大事になりますね。

河端福祉部長
そう思います。

森職務代理者 ありがとうございます。

田中委員 うちの妻の実家が千葉県なんですけど、旧式で無線、そこの自治体が無

線を配っていて、消防の警報などが鳴ったらみんな無線のスイッチを入れると全部聞こえる。という。広報だとかだと高齢のひとは聞きにくいから、

無線はアナログだけど効果的なのでは。

河端福祉部長 なるほど、そうですね。

沖崎政策課長 ちなみに、昨日の防災訓練において、消防の方からのサイレン、7 秒間

×4 回だとか、地デジのデータ放送で配信させていただいたりもしています。 d ボタンを押していただければご覧いただける形で取り組んでいる状

況です。

森職務代理者 d ボタンを押して美幌町を選べばお知らせが見られるのですか。

河端福祉部長 UHB だけなんですけども。

田中委員 UHBのデータ放送で出るのですか。

河端福祉部長出ます。

森職務代理者 アクションが多いですよね、UHBを選んでdボタンを押して、

沖崎政策課長 周知についても取り組んでいかなければいけないですね。

野口部会長他にご意見等は。

それでは僕からいいですか。

これから介護人材不足が出てましたけど、ますます加速していくのかなと。経済的にもやや下火になっていくのかなと思いますので。介護予防がこれから重要になってくるかなと個人的には思っているのですけども、介護予防に対する制度の枠組みはこれから先、できてきて、全国の取り組みもいくつか知っているんですけど、制度的なものではなくて、民間とか若しくは市民の方から出てくるような活動をサポートできるような枠組みは行政側の方で考えているのかなということをお聞きしたい。

中尾保健福祉課長 介護予防が非常に、要介護状態になる前からしっかりとケアしていきま

しょう、栄養も含めた健康作り。

そして、美幌町では、ご存じのように「しゃきっとプラザ」に運動指導室や健康遊浴室、ヘルスリーダーという食について考えましょうという、町長から委嘱されているメンバーが 20 数名いるのですが、ですから運動と食、栄養改善ですね、あと保健師も庁舎にいますので、そういう意味では非常に事業を展開しやすい環境にあるかなと考えています。介護予防の一つ前のフレイルというかたちで、健康な状態から、早い段階から対応し

ていきましょうということで全国的に動きが出ていまして、美幌町の場合はしゃきっとプラザでのそういう要望とですね、自治会連合会が今年度補助事業で「ふまねっと」というものを、町内の自治会を4地区に分けたなかで、東町と元町で少しずつ、自治会の方でもそういう活動を展開していただいていると。あと、介護予防を考える団体というか協議会でも、どういう資源が美幌にあるんだろうということで研究していただいているメンバーがいるのですが、そこでは、美幌町では男男農園、男性の方が集って野菜を作りましょう。元町地区が非常に盛んなんですけど、あと、子ども食堂に高齢者が行くことによってもう十分若い方と触れあう。それも介護予防になるのではないかと。いろんな資源が美幌町には豊富にありまで、当然これから高齢化になってきてですね、2-2の赤字の部分で、従事する方も人材不足なんですけれども、皆さんも自らそういう健康作りに関心を持っていただいて長生きを楽しんでいただけるというのが本人の幸せにつながりますし、行政にとっても非常につながるかなと思っております。

野口部会長

ありがとうございます。あと皆さんから無ければ。よろしいですか。

(なし)

野口部会長

では、次についての説明を社会教育課からお願いいたします。

立花社会教育課長

36ページの(6)高齢者の社会参加、生きがい活動の促進ということで、福祉部長の方から説明した中でですね、社会教育課のほうで担当しております②と④について、ご説明させていただきたいと思います。

②生涯学習、文化・スポーツ活動機会の充実ということですが、コロナ禍により令和元年から令和3年まで実質これまでの活動ができていないという状況にあります。過去の分でいきますと、アクティブシニアセミナーということで、平成30年にですね、ボールやベル等を使用した体操を実施したり、人生についての講話の実施などの実績がございます。令和4年度については、これからということで、コロナの状況を見ながらの実施になります。

④高齢者の学習と活動機会の充実ということで、明和大学やマナビティ センターにおけるサークルになりますけれども、明和大学におきましては、 昭和 47 年の開校ということで、50 年の節目となっているところでござい |ます。直近でいきますと、令和2年度におきましては、コロナの関係で新 規の受け入れの停止せざるをえないという状況でございましたけれども、 若干、在校生が減ってはおりますけれども、平成 30 年度は 68 名、令和 4 年度は 4 月時点で 59 名ということで、やや減りながらも、それぞれ学習 |意欲のある方に参加いただいている状況となっております。また、マナビ ティセンターのサークル活動につきましても、高齢化ということでサーク ルの最低限必要な人数に達しなくてやむを得ず解散するですとか、あるい は、中心メンバーが高齢化や病気などでサークルを去るといった形になり、 |若干サークル数が減っております。計画策定時は 49 サークルであったが、 現在は 37 サークルということになっております。 目標としては 45 サーク ルまで戻したいということで、新規のサークル加盟を募りたいということ でござますけれども、なかなかそういった事情で難しい状況になっており ます。ただ、社会教育課としても、サークル開設行動ということで、色々 な PR をしながらサークルにお試しで来ていただく方を募集し、サークル

に加入していただければということで、毎年2団体、3団体のサークルにお声がけをして、実施しているところであります。今年度は大正琴とフォークダンスサークルにおいて実施しており、それぞれ2名と1名の体験者がいたんですけれども、それぞれ加入いただけるということで、幾ばくかのご協力ができたのかなと思っております。

このような状況でですね、なんとかまた活動を盛り返しながらやっていければと考えております。以上でございます。

野口部会長

ありがとうございます。

今のご説明に対して、ご質問などござませんか。

(なし)

野口部会長

よろしいですか。

佐藤主事

では、続きまして、2-3 障がい者福祉の充実について社会福祉課の方からご説明願います。

2-3 障がい者福祉の充実

河端福祉部長

38 ページになります。障がい者福祉の充実ということで、障がい者の方の自己決定の尊重と意思決定の支援、障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等々、障がい者総合支援法の理念を基本方針といたしまして施策を実践するということがテーマとなっております。施策区分は大きく5つに分かれておりますが、後ほど説明させていただきます(3)障がい者福祉施設の整備についてやや遅れていると認識しております。

(1)①障がい者福祉の推進体制の充実ということで、障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の推進ということで美幌町障がい者自立支援協議会におきまして障がい計画等の進行管理を行って適正に進めていくというものでございます。

②障がい者に関する相談、指導の充実につきましては、必要な情報の提供、助言、サービスの利用支援、虐待防止、権利擁護のための支援に関する相談、助言、美幌町地域包括支援センターまた、定住自立圏構想に基づきます1市4町の圏域で広域に取り組む、危機管理相談センターにより対応するということで進めているところでございます。さらに、障がい者に係る相談支援の適切かつ円滑な実施のために地域包括支援センターに障がい者相談支援専門員を配置して機能強化を図っているところでございます。また、心の健康について気になっている方、心の病気を持っている方が気軽に安心して相談できるような精神保健福祉士に対しての相談ができる「こころの健康相談」について毎月実施しております。

(2)①障がい者の自立生活の支援ということで、各給付サービスがメインになっております。

例えば、福祉ハイヤーの利用助成、重度障がい者ですとか人工透析を受けられている方へのチケット配布、通院の交通費助成ということで難病等で町外の医療機関に通院している方に対しての交通費助成。また、障がい福祉サービス給付ということで義肢、補聴器、車椅子等の補装具、修理経費の助成、更生医療、育成医療に関する給付等を行っています。また、生

活支援としてストマ用具や特殊寝台、入浴補助道具といった日常生活用具に関する給付、障がい支援区分の認定審査ということで障がい福祉サービスの必要性を明確にするために、区分の認定審査の開催。また、重度心身障害者の方に対する医療費の助成といった各種サービス、給付を行っているものでござます。

②障がい者の家族・支援団体等のニーズ把握ということで、障がいを持つ方のニーズに合った施策を目指す上で、障がい者の方、家族の方、関係団体の皆様からの意見をいただいて施策に反映させるように努めています。

(3)障がい者福祉施設の整備ということで、①障がい者の生活・訓練施設の整備促進と書かれておりますが、高齢者施設と比較しまして、障がい者施設の整備ついては本町は遅れているという現状にあります。これにつきましても、グループホーム等の整備につきまして進めるとともに、生活介護施設も視野に入れた中で進めていきたいと考えています。

②子ども発達支援センターの充実につきましては、現在子ども発達支援 センター等の運営をしておりまして、基本動作や集団生活への適用を主と した教育を実施しております。

(4)障がい者の社会参加、生きがい活動の促進でございます。①就労機会の確保ということで、一般就労への移行ですとか雇用拡大のために商工会議所と連携しながらパンフレットの配布等の PR を行い、事業者に理解を求めているところでございます。

②新規追加項目でございます。農福連携の推進ということで、農業の担い手が年々減少が続いております。今後、本町の基幹産業である農業の維持が厳しい状況にある一方で、障がい者の方の雇用の場につきましてはなかなか拡大しないというような現状であります。双方の需要と供給のバランスを保つ手法としまして、農業と福祉が連携してこの問題を解決していきたいということで、今回この項目を新規追加させていただきました。

(5)権利擁護事業の促進ということで、①障がい者差別の解消と虐待防止ということで、障がい者に対する虐待行為につきましては、高齢者と同様に生じている現状にあります。虐待の未然防止、早期発見というものにつきましては非常に重要なものでありまして、これにつきましては地域包括支援センターと連携して対応を進めていきたい。また、普段から虐待防止に関しまして啓蒙、啓発を行って虐待防止の取り組みを強化していきたいなと考えているところでございます。

②成年後見制度の普及啓発、市民後見の推進でございます。高齢者と同様に権利擁護については美幌町社会福祉協議会に委託している成年後見支援センターによって対応しているという現状にございます。この項目は障がい者の皆様におきましても今後ニーズが高まる事項であると考えておりまして、これらの体制強化を図っていきたいと考えております。

2-3については以上でございます。よろしくお願いします。

野口部会長

ありがとうございます。

今のご説明に対して、ご質問やご意見はございませんか。

白石委員

(3)①障がい者福祉施設の整備というところで、グループホームという単

語が消され、各種施設となっていますが、参考のため、どういった施設が あるのか教えて下さい。

水上社会福祉課長

当初、住める場所ということで、グループホームの整備を考えていたの ですが、本町の課題を整理すると、重度障がいを持っている方が、日中ど うしても、保護者の方がお仕事する関係で家にそのまま居ることができな いという方で、生活介護事業所というものがあります。これは、常時介助 |を必要とするような障がい者を対象に通所して、例えば排泄、食事の介護 ですとか洗濯やお掃除など、生活に関する相談を行う事業所は本町には無 |い状況にあります。管内を見ていきますと、北見市をはじめ、津別町、大| 空町、斜里町、遠軽町といったところに通っている方が今 11 名ほどいる んですね。例えばそちらに送って仕事に行く方もいるんでグループホーム ももちろん、グループホームのサービスを一緒にいっていくとか、色々な |形態があるんですけれども、そういう日頃の、日中のその、生活をするた| めに整備しなければならない事業所なども必要になってくるのではないか というようなことも含めてですね、グループホームという記載は斜線で消 しているのですが、グループホームプラス生活介護事業所といったものも 検討に入っていきたいなということで、このような文言の整理をさせてい ただいています。以上です。

白石委員

わかりました。ありがとうございます。

野口部会長

ありがとうございます。他にご質問、ご意見はございませんか。 僕から1つよろしいですか。

障がい者の制度的なもので、これから事業所をどんどん作っていこうと いうことを僕の法人でやっているんですけれども、そのときにネックにな るのは、制度は非常に優れていて美幌町の障がい福祉は非常に進んでいる なと実感はしているんでけれども、ただ、労務系のことに関していうと、 ハローワークとの連携がこれからも必須というか、国がこれから進めてい く施策の中にひとつ入ってくると思うんでけれども、ジョブコーチを全国 的に広めなさいと、障がい者の方を全面的にサポートする方。美幌町内で は現在1名のはずですね。それを増やしなさいという方向性を厚生労働省 が言っているところですけれども、ハローワークの方でその拡充若しくは 拡大の話を進めていくという話なんですけれども、実際問題、非常に難し いと思うんですよね。今現時点では。なのでこれから、より連携が必要に なってくるのかなと思っていますので、働き方改革と叫ばれている中です から、やる側は、時間、有給など色々な制度的なことをやらなければいけ ない中で、作業工賃というものを増やしていかなければいけないですから、 非常にネックというか難しくなってくるかなと。ジョブコーチの役割がこ れから社会委貢献していく上で架け橋となるところだと思いますので、な んとか増やせるような方向で取り組んでいただいて欲しいなという要望で ございます。

水上社会福祉課長

わかりました。ハローワークとも色々と調整していきたいと思います。 ありがとうございます。

野口部会長

他に皆さんからございますか。

|無ければ、次に2−1地域福祉機能の充実についてご説明をお願いします。

佐藤主事

経済部のほうも以上で終了となりますので退席させていただきます。

河端福祉部長

2-1 地域福祉機能の充実

それでは 2-1 についてご説明させていただきます。

資料32ページ、33ページになります。

地域福祉機能の充実ということで、住み慣れた地域で安心して生活の維持、また、地域住民関係団体、各事業者が一体となって福祉サービスの充実や福祉コミュニティの創出、助け合いの基盤作りというものがこの項目のテーマとなってございます。

大きく分けて3つの施策区分がございますが、進捗状況につきましては、 概ね順調に進んでいるという風に認識しております。

(1)地域福祉活動の推進につきまして、施策の内容としましては地域のつながりですとか関係機関との連携による効果的な地域福祉の推進としておりまして、後期計画におきましては連携にあたって地域に根ざした相談役であります民生委員の表記を追記してございます。(1)の項目につきましては、福祉関係団体、例えば社会福祉協議会やボランティアセンター等々への補助が主な事務事業の項目となっているということでございます。今後も本町の地域福祉を維持していくには行政のみの活動だけでは限界があります。従いまして、こういった各団体に対しても財政支援を行いまして、協働にによる推進が必要であるというふうに考えております。後期計画におきましても安定した地域福祉ということで継続していきたいと考えております。

(2)利用者の視点に立った福祉サービスの提供という項目でございます。

①成年後見実施機関の運営と市民後見人の要請については、先ほど高齢者や身体障がい者に関する項目でも出てきましたが、こちらは成年後見のことを指している項目でございます。

繰り返しになりますが、美幌町社会福祉協議会で受託をして、成年後見の 事務をやっていただいているところでございます。

②日常生活自立支援事業の推進という項目でございますが、これにつきましては、社会福祉協議会と連携させていただきながら、判断能力が不十分な方に対しまして日常生活費の出し入れですとか、定期預金などの重要書類等の保管、福祉サービスの契約手続き等々を援助している項目でございます。

少子高齢化が今後加速していく中で、権利擁護に関するニーズは必然的に高まっていくものというふうに認識しております。後期計画におきましても、これらのニーズに対応できるよう体制を維持していきたいと考えております。

(3)低所得者への自立の支援ということで、生活困窮者に対する職業紹介ですとか、応急資金の貸付などに関する相談支援機関のパイプ役といたしまして、支援する項目となっております。後期計画におきましては、北海道の事業でありますが、オホーツク圏域を対象としました生活困窮者自立相談支援事業に基づきまして、自立相談支援を行っております、オホーツク相談センターふくろうという組織がございますが、そこへの繋ぎについて追記させていただいております。コロナ禍ですとか物価高騰によりまして生活困窮世帯ですとかが増加している中、このような施策に関するニー

ズについては今後も継続しいくのではないかと考えております。主に社会福祉協議会との連携になるんですけれども、後期計画におきましてもこのような施策を継続していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

2-1 については以上でございます。

野口部会長

ありがとうございます。

今のご説明に対してご質問やご意見はございますか。

(なし)

野口部会長

よろしいですか。

続いて2-4子育て支援の充実についてお願いします。

2-4 子育て支援の充実

河端福祉部長

後期素案 40 ページ以降になります。

子育て支援の充実ということで、昨今叫ばれております少子化に歯止めをかける上で、子育て支援というのは欠かせない施策であると認識しております。その中で、保育園における保育サービスですとか、子育て支援センターでの支援体制の充実、また、児童虐待の防止ですとか放課後児童対策の充実、また、妊娠・出産・育児期の母子保健の充実を図るということがこの項目のテーマになってございます。

施策区分としては大きく7つに分かれておりまして、進捗状況につきましては概ね順調に進んでいるという認識でございます。

(1)次世代育成支援①子ども・子育て支援事業の推進につきましては、いわゆる子ども・子育て関連3法に基づき、子ども・子育て支援事業計画によって推進していくといったことが謳われているものでございます。

②子育て世代への支援につきましては、子育て世代への負担が大きい医療費につきまして、子ども医療費助成として 0 歳から中学校 3 年生までの通院費と入院費、一部所得制限がございますけれども、これらに関して助成をさせていただいているところでございます。

(2)子育てに関する相談・指導の充実ということで、①育児に関する相談体制の充実につきましては、育児相談によって悩みや不安の解消を図る、また、センターの開放によりまして、親とのふれあいや友達づくり、また親子が遊びを通して関わりを深めるなど、多種多様なメニューによりまして育児支援を実施しているところでございます。今後、地域、学校、行政などの関係機関が連携して子育て支援を社会全体で考えるという運動が必要になってくるのではないかと考えております。

②子育てサポートボランティアの人材養成とうことですが、ただいま説明させていただいた、子育て支援センターの行事を行ううえで、どうしても職員のみでは足りない部分がございます。そういった中で託児ボランティアが必要になってくるんですけれども、それらがいかんせん、絶対数が足りない状況にありますので、人材の数を増やして子育て支援の活動の充実を図っていきたいと考えております。

③児童逆他院の早期発見と速やかな保護を図る相談体制の充実ということで、児童においても虐待が昨今増えてきております。保育園、幼稚園、各種検診の際にお子さんの表情や体の具合の観察を行うことにより、児童虐待の兆候を確認できるのかなと、そういった部分の早期発見、未然防止に努めていきたいというふうに考えております。

④虐待防止支援体制の充実と関連してくるんですけれども、虐待の可能性があるケースにつきまして、関係機関、行政、児童相談所、保健、医療、教育、警察からなる要保護児童対策地域協議会、要対協といわれている組織にて協議して虐待に関する対策を速やかに講じているところでございます。

(3)保育園の充実、①特別保育を含めた保育園の充実ということでございます。保護者の方の労働実態によりまして、保育園で一時預かりを行うことで子育て支援を図ろうとしているところでございます。

また、障がい児保育につきましても積極的に取り組んで、集団保育を通じて成長し合うような体制を整備したいというふうに考えております。従来、本町にありました季節保育所、へき地保育所につきまして、少子化の影響で季節 6 箇所、へき地 3 箇所すべて休止という状態になっております。昨年まで季節保育所という文言が入っていなかったんですけれども、昨年上美幌保育所がへき地保育所として残っていて、一部同列の扱いができなかったということがあります。今回、上美幌が休所ということで、季節保育所もへき地保育所もすべて休所という扱いになって、同列になったために、後期計画素案に文言を追記させていただきました。これらの季節・へき地保育所につきましては今後、少子化が加速していくこと、建物の老朽化が著しいことを勘案しまして、施設そのもののあり方も検討する段階になってきているというふうに認識しております。

②保育料軽減など子育て世代への支援ということで、経済的支援という ことで保育料の軽減措置を講じているところでございます。

③0歳児保育・休日保育の推進について、今現在、町立保育園では0歳児保育を実施しておりません。0歳児保育を行っている民間保育所に対して、町の保育料との差額について補助をさせていただいております。いま通年保育園は美幌保育園、東陽保育園の2つがございます。この保育園につきましても施設の老朽化が激しい状況にございますが、今後、加速していく少子化による人口推計の動向を踏まえて保育園の今後のあり方を考えていかなければならないなと。もう少し緻密な計算をした上で、今後の構想を組み立てていくつもりではありますが、いまのところ、このままの状態ではまずいかなと、何らかの方策を考えないと時代に即さないのではという考えを持っております。

素案の 42 ページでございます。

(4)学童保育の充実ということで、①学童保育所の充実です。留守家庭となるお子様の健全育成を目的に、各小学校で学童保育所を運営しております。法改正に伴いまして、対象学年の拡大について検討を進めているところですが、現在のところ、旭小学校で4年生まで拡大はいたしましたが、美幌学童保育所、東陽学童保育所におきましては、スペースの確保が困難であるということで、今のところ未実施の状態であります。今後、本来の

スペースまたは同一敷地内での運用を視野に入れながら、規模の拡大を考えていきたいというふうに考えております。

②児童センターの充実ということで、お子様の健全な遊び場の確保ですとか健康増進のために継続して適切な事業を実施していきたいと考えております。

(5)ひとり親福祉の充実ということですが、①ひとり親家庭への相談体制の充実については、ひとり親に関する福祉施策であります児童扶養手当ですとか、ひとり親家庭の医療費の助成、母子父子寡婦福祉資金に関する相談ですとか、それに必要な事務手続きに関しての項目になっております。

②ひとり親家庭への就労支援ということで、ひとり親家庭が安定した生活を送ることができるようにハローワークなどの関係機関と連携して就労への後押しをしたいという項目になっております。

(6)母子保健の推進①妊婦健診や乳幼児検診等による母子保健の推進について、子育で期の相談窓口を令和2年12月に開設いたしまして、子育て全般にわたる相談体制を強化いたしました。このことから一部の文言を追記しておりまして、妊婦健診や乳幼児検診等による母子保健の推進および子育で期における相談支援の充実という部分を付記しました。また、大きな施策内容につきましても相談支援体制を強化し、子育で支援を充実しますという文言を表記したところでございます。施策に関する事務事業は、異常の早期発見ですとか、早期治療につなげるための母子健康教育、乳幼児検診の相談としておりますが、これらの事業につきましてもコロナ禍の影響によりまして、健康教育の参加者や相談者が現実的に減少している実態にございます。

②経済的支援の充実についてでございます。こちらにつきましては、母子保健法に規定する未熟児にかかる医療費の一部助成、また不妊治療につきまして本年4月から保険適用となったことから、これまで道と町が不妊治療費を補助しておりましたが、保険適用となったことで逆に自己負担が出てきたという現象が起きました。その対策としまして、不妊治療を継続していただくために、その経済的負担の軽減ということで、不妊治療費の一部助成を町が実施しているところでございます。

(7)家庭における食育という項目です。施策としましては、健全な食生活の推進ということで妊婦の方や乳幼児を養育する保護者の方、児童に食の重要性を理解していただくとともに、情報提供や料理教室を通しまして、食育を普及して、健康で質の高い生活を送ることができるようにしたいということを謳っているところでございます。

2-4 については以上でございます。よろしくお願いします。

野口部会長

ありがとうございます。今のご説明に対しまして、ご質問やご意見はございますか。

田中委員

美幌町では保育園の待機児童はいないのですか。

水上社会福祉課長 若干名ですが、おります。

田中委員 0 歳児の待機児童は多いのですか。0 歳児保育は民間の保育所しかやっ

ていないのですよね。

0歳児の待機が多そうな感じがするのですが、どうでしょうか。

水上社会福祉課長 0 歳児は、預けられれば、という方もいるんですけど、育児休業をとっ

たり、もし預けられれば職場復帰したいという方も居るんでけれども、そ

れでいうと待機はいるのかもしれない、いるということになりますね。

河端福祉部長 昔と違って、まったく保育にかける状態とうことではなくかなり緩和さ

れてきておりますので、お子様を預けたいという部分の視点でいけば、ま

あまあな数がいると思います。

田中委員なるほど。学童は美幌小学校と東陽小学校はやっていないのですか。

河端福祉部長 学童保育所自体はやっております。対象児童の上限を3年生で切ってい

るんですよ。

田中委員 美幌小学校や東陽小学校で3年生より上の学年で学童保育を希望され

る方はいるのですか。

河端福祉部長 実施するということになれば預けたい親御さんはいらっしゃると思い

ます。

田中委員 いることはいるんですね。

河端福祉部長 ただ、いかんせん、学童保育所の大前提として、学校の中のスペースで

運営しなさいよとなっておりまして、

田中委員 空き教室はたくさんありますよね。

河端福祉部長そこがなかなか叶わないところでして。

いま、協議しているとこなんですけれども。

森職務代理者そこは大人の事情で、ということですか。

不思議だなと。

河端福祉部長 間仕切りの問題もあるんですよね。どうしても支援員が2名程度で運用

している中で、ワンロアでできればいいのですが、

田中委員 見守れるところじゃないといけないということですか。

河端福祉部長そうです。

野口部会長教育と児童福祉法の境目が難しいですよね。

河端福祉部長それもあります。

田中委員

なるほど。

野口部会長

人手が圧倒的に足りなくて、学童を支える人も少なくて、東陽小なんかはニーズはあるんですけれど、4年生は受け入れられなくてうちの日中一時やデイサービス使っている感じになってしまっている。

田中委員

そこをなんとかできればいいんだけどね。

野口部会長

人手の確保が難しい。

田中委員

場所だけではなくて、人手の問題もあると。

野口部会長

そうですね。あとは障がいの方もなかなか難しくて、一般の方と障がいの方を分ける、学童を利用される方の中にはどうしても知的障がいに近い方が多いので、そのトラブルに対処できる知識のある方が少ない。なので、児童デイサービスの延長として活かしていただけたらと。なので訪問的なところを、うちの下山がやっている。これがやれるようになってくると連携が深まって学童の助けになるかなと。

田中委員

うまくいければいいですね。

野口部会長

他にないですか。

(なし)

野口部会長

それでは、最後に2-5保健予防対策の推進をお願いします。

2-5 保健予防対策の推進

河端福祉部長

後期計画素案の43ページ以降になります。

2-5 保健予防対策の推進ということで、毎日を楽しく健康で過ごすことは誰もが望んでいることかなと思います。この願いはですね、町民の皆さんが双方に支え合って、心身ともに健やかで生きがいを持って活力ある日々を送ることができるような健康づくりの推進を図るということがこの項目のテーマになっております。施策区分は5個となっておりますが、(3)介護予防の推進について遅れていると認識しております。

後期計画素案の44ページになります。

(1)総合的な保健体制の充実ということで、施策につきましては、健康づくりの推進や保健医療体制の整備充実ということで、この項目は、祝祭日に関する在宅当番院制の補助に関する事項でございます。

(2)保健予防、保健指導の推進、①生活習慣病予防のための各種健診等の実施と生活改善に向けた保健指導の実施ということで、実施事業に関しましては、胃がん、肺がん、子宮頸がん、乳がんなどの各種がん検診、また、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を目的とした健康診査や健康教育の実施になってございます。しかしながら、こちらについてもコロナ禍で参加者、相談者の方が減少しているような経過でございます。

②総合的で連携を強化した地域保健、学校保健、職域保健の推進という

ことで、地域、学校、家庭、企業の連携で健康に関する課題整理、対策を 共有して取り組みながら健康増進を図りたいというものでございますが、 こちらも同様の経過でございます。

③予防接種による感染症予防について、もともとは感染疾病の知識普及と蔓延防止の各種予防接種を推進するものでありましたが、今現在、新型コロナウイルス感染症対策が最優先項目になっているところでございます。本町におきましては、オミクロン株対応のワクチンを接種中ということで今後の政府方針は未定でありますけれども、この後の接種について未定でありますが、予防接種法に定められた予防接種を適切に実施していくということでございます。

(3)介護予防の推進でございます。施策につきましては、①生活習慣病や認知症を予防する生活の理解と自ら健康づくりに取り組める環境の整備等ということで、生活習慣病、介護予防、その他健康に関する指導、助言などを出前講座ですとか地域活動の中で実践しながら、かつ、しゃきっとプラザの運動施設を利用した活動を推進していきたいというものでございます。しかしながら、こちらについても3密回避の影響で、計画どおりの事業展開が進んでいない実情がございます。

(4)介護予防マネジメント体制の確立ということで、①介護予防ケアプランの作成でございます。介護状態に陥らないための介護予防ケアプランに関しまして、地域包括支援センターの皆さんのスキルアップを図っていきたいというところでございます。このスキルアップに関しましては、毎月事例検討会議を開催し、実例を元にプランの作成手法の検討を重ねてきているところでございます。

(5)健康づくりの推進でございます。

①ヘルスリーダーの養成、育成及び活動の推進ということで、健康的な生活習慣を身につけるためにリーダーを養成して効果的な健康づくりの活動の実践、普及啓発を実施しているところでございます。

②地域における健康づくりの推進、各年齢層に応じた健康づくりを推進するために、健康相談や各種教室を実施しながら積極的に地域に出向き健康づくりの意識を高めてもらおうとするものでございます。

しかしながら、こちらにつきましても3密回避等々感染予防対策にために なかなか事業展開が思い通りにいかないという現状にございます。

③質の高い運動指導体制の充実ということで、しゃきっとプラザの設備を利用しまして、運動をとおして健康づくりですとか生活習慣病の予防を行うとともに運動指導士の確保を行いまして、さらに研修機会をその指導員に付与して、質の高い指導体制を構築していきたいというものでございます。

④保健福祉総合センターの施設整備及び充実ということで、しゃきっと プラザについての適切な管理、施設運営を行いまして、今後におきまして も本町の保健福祉、健康づくり、介護予防等々の中核施設として機能維持 を図り、長く町民の皆さんの健康増進に寄与したいというところでござい ます。 2-5について、以上でございます。

野口部会長 ありがとうございます。

今のご説明に対しまして、ご質問やご意見などはございますか。

田中委員 (4)の介護予防マネジメント体制の確立で、地域包括支援センターの職員

は恵和会の職員ですよね。

美幌の方は意外と、地域包括支援センターは町の機関の一部だと思っている方が多くて、恵和会の職員だということを知らないんですよ。

森職務代理者 そうなんですか。

田中委員 そうなんです。ですから、町が恵和会の職員のスキルアップを図るとい

うのは余計なお世話だと思い、違和感を感じます。他の会社のことに町が

ここまで立ち入った文章を書いていいのかなという気がします。

中尾保健福祉課長 介護予防のケアプランをですね、例えば、必要以上に入れてしまうと介

護保険会計にちょっと圧迫してしまうという部分もあってですね、連携、

スキルアップ、まぁ余計なお世話と言われてしまうと。

田中委員なんかちょっと、介入しすぎではないのかなという気が。

文言からしたらあるのかなと思うんだけど。みなさんが、町と地域包括 支援センターがベッタリになりすぎてるから、別々のものだと思っていな

い町民が非常に多いですよね。

中尾保健福祉課長 そうですね。北見あたりは別のところにありますね。市役所と別のとこ

ろに位置してます。だいたいは委託しているという状況です。私は先ほど 申し上げました、プランの立て方次第ではすべてのサービスを入れてしま うと介護保険の請求に回ってしまう。それを先ほど言いました、しゃきっ

とプラザで運動されたり、ふまねっと等に誘導していきたい。

田中委員 色々利用しながらということですね。ちょっと介入しすぎじゃないかな

と、文章的には。

余計なことを言ってすみません。

野口部会長 これは、圧倒的に人手はたりないんですか。というか、今後増えていく

だろうと思っていれたということですか。

中尾保健福祉課長 あの、ケアプランをですか。

野口部会長はい。

中尾保健福祉課長 これはもともと入っている部分でですね。

野口部会長もともと入ってる。

田中委員でも、町から要請して、包括の職員をひとり増やそうとしているでしょ。

中尾保健福祉課長 逆に今、人事異動でひとり減っている状況にあるんですよね。

田中委員 包括が。

中尾保健福祉課長 はい。アメニティの方にひとり異動になりまして、募集はずっとかけて

いるという状況です。

田中委員はい。

野口部会長
それは、非常に、サービスを利用したいと思っている方にとっては大変

ですね。

田中委員 包括は大事だからね。

中尾保健福祉課長やはり、高齢者がいなくなっただとか、徘徊しているという連絡は真っ

先に包括の方に問い合わせが来ますので。先ほどの独居の老人の方の世帯

の情報とかも押さえていますので、そこは町と連携しながら。

田中委員 包括に他の企業が入ってもいいんだよね。

中尾保健福祉課長 委託ですので、大丈夫です。

田中委員では、そういう風にしてもいいかもしれない。

野口部会長 人手が足りないんですね。やっぱり。

他にご質問などございませんか。

(なし)

野口部会長 よろしいですか。

森職務代理者が20時にご予定がありますし、全部終わりましたので。

佐藤主事 以上で本日予定していた議題は終了になりますので、閉めさせていただ

く方向でよろしいでしょうか。

野口部会長はい。

佐藤主事 最後のところでですね、田中委員から文言の記載についてご意見がござ

いましたが。

田中委員 いいえ、感想なので。

そんな、直せとは言っていません。まあ、皆さんがあまり包括が民間だ

って知らないんじゃないかなっていう思いで。

佐藤主事 かしこまりました。

本日ご審議いただいた内容につきましては、文言等の修正の必要なしとい

うことでよろしかったでしょうか。

各委員はい。

// # > ±	L 11 101 ~ -010. L L
佐藤主事	ありがとうございます。
	次回の審議会は11月9日、水曜日の夕方6時からということになりま
	すので、本日と開始時間が 30 分早まるような形になりますので、お忙し
	いところ申し訳ありませんが、ご出席いただけますようにお願いいたしま
	す。以上を持ちまして本日の審議会を終了します。ありがとうございまし
	た。
	700
	(4b ¬)
	(終了)